



2026 年 8 月 28 日

各 位

会社名	株式会社アクセルスペースホールディングス
代表者名	代表取締役 中村 友哉 (コード番号：402A 東証グロース市場)
問合せ先	取締役 折原 大吾
電話番号	(TEL. 03-6262-6105)

業績連動型株式報酬制度のユニット付与に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 26 日開催の第 7 回定時株主総会において可決されました業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」という。））制度に基づき、当社及び当社連結子会社の取締役会決議その他所定の手続を経て以下のとおりユニット（以下、PSU 制度に基づき当社の株式及び金銭の交付を受ける権利のことをいう。）を付与することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象者（以下「対象役員等」という）及びその人数並びに付与する PSU の数

当社の社内取締役	2 名
当社の執行役員	1 名
当社の使用人（当社連結子会社の取締役を兼務する者）	2 名
当社連結子会社の取締役	1 名

（数値目標の達成率により、合計最大 42,863 株に相当する PSU）

2. 本制度の概要

（1）株式の割当及び払込み

PSU は、対象役員等に対し、業績評価期間（初回の業績評価期間は 2027 年 5 月期から 2029 年 5 月期までとし、2027 年 8 月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、各定時株主総会の属する事業年度から 3 事業年度を業績評価期間として、第 7 回定時株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）の業績目標達成度等に応じて、①本制度に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに当社株式の割当を行う方法（以下、「無償交付方式」という。）、又は、②本制度に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、各対象役員等が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を行う方法（以下、「現物出資方式」という。）のいずれかの方法で、当社株式を割当てることになります。ただし、無償交付方式は当社の取締役を対象とする場合に限りします。

無償交付方式の場合、当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発

行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象役員等に対する本制度に関する報酬等の額を算出します。なお、当社取締役に関して当該算出された本制度に関する報酬等の額は第7回定時株主総会で決議された総額（各対象期間（業績評価期間中最初に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間に属する当社の最終の事業年度に係る当社定時株主総会までの期間をいう。以下同じ。）につき120百万円）の範囲内となるようにします。

現物出資方式の場合、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける対象役員等に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記の金銭報酬債権は、対象役員等が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。なお、当社取締役に関して支給する金銭報酬債権の総額は無償交付方式同様の総額の範囲内となるようにします。

（2）当社取締役に対して割当てる株式の総数

本制度に基づき当社取締役に対して割当てる当社株式の総数 200,000 株を、各対象期間について割当てる当社株式の数の上限とします。

ただし、PSU の付与日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

（3）交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

1 当社は、対象役員等の役位毎に設定した基準となる株式数、当社業績等に関わる評価指標及びその数値目標、並びにその達成率に応じた支給率の算定方法等について報酬諮問委員会への諮問及び答申を経て当社取締役会において決定します。今回付与するユニットに係る業績評価期間（2027年5月期から2029年5月期まで）の業績評価指標等は以下のとおりです。

業績評価指標	選定理由	評価 ウェイト	支給率の変動幅 (目標達成時=100%)
連結売上高	事業規模の拡大及び中長期的な成長力を評価するため	50%	0%～200%
連結経常利益率	収益力及び事業運営の効率性を評価するため	30%	0%～200%
連結 ROE	株主資本に対する収益性及び資本効率の向上を評価するため	20%	0%～200%

2 当社は、業績評価期間終了後、当該業績評価期間における評価指標の数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象役員等に交付する当社株式の数を決定します。

3 非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合があります。

4 本制度に基づく株式交付の日より前に対象役員等が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づいて当社取締役会が合理的に算定する数の当社株式を交付します。本制度に基づく株式交付の日より前に対象役員等が、死亡により当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、当該対象役員等の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します（なお、当該対象役員等が当社取締役の場合、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭を交付します。）。

5 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、対象役員等に対して当社取締役会が合理的に算定する数又は額の株式又は金銭を交付します。

6 対象役員等が、死亡その他正当な理由によらず当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合並びに一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、対象役員等に対して本制度に基づいて当社株式又は金銭は交付されません。

3. PSU の交付日

2026 年 8 月 26 日：当社の社内取締役、当社連結子会社の取締役

2026 年 8 月 27 日：当社の執行役員、当社の使用人（当社連結子会社の取締役を兼務する者）

以上